

議案第 号

市道路線の認定について

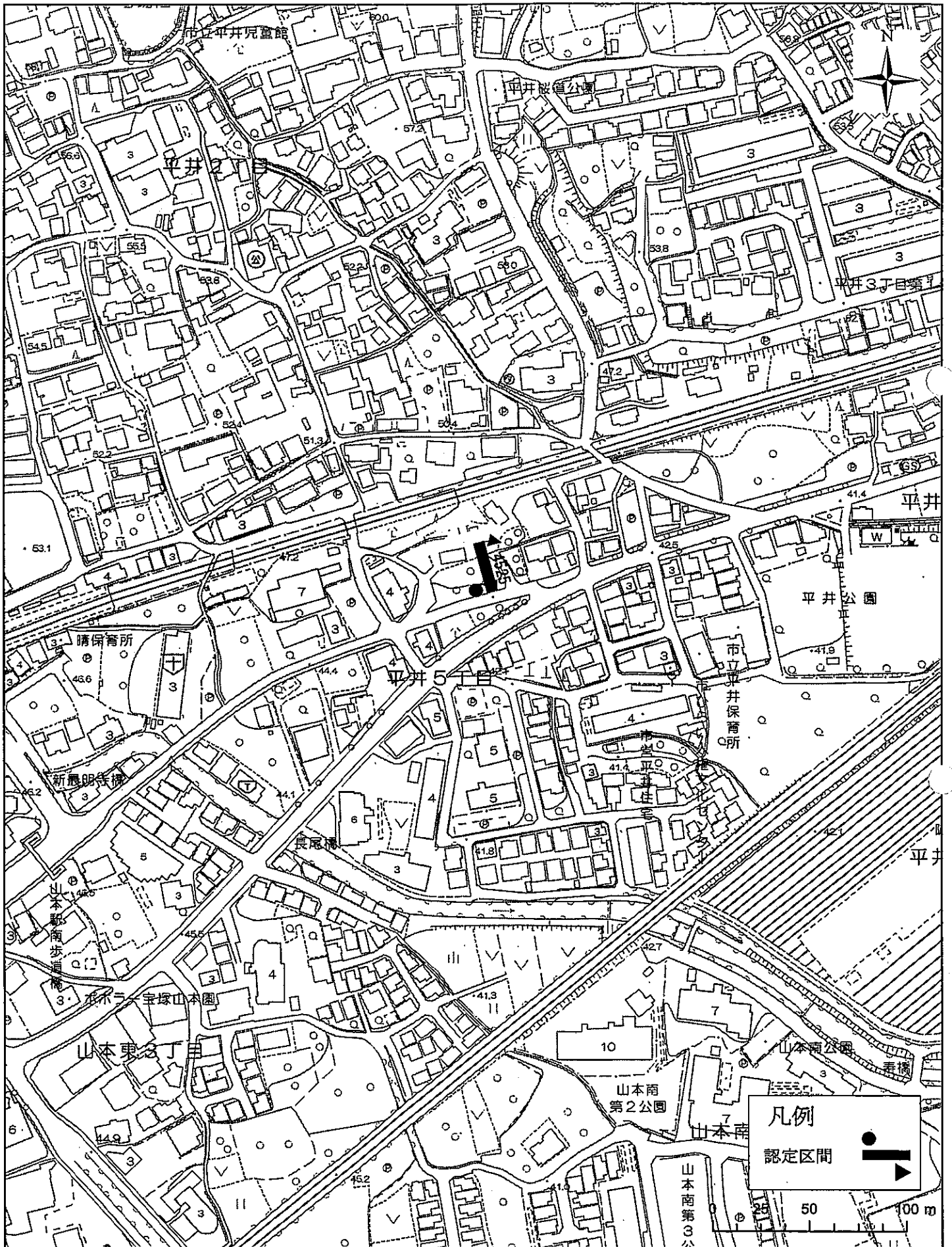
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年） 月 日提出

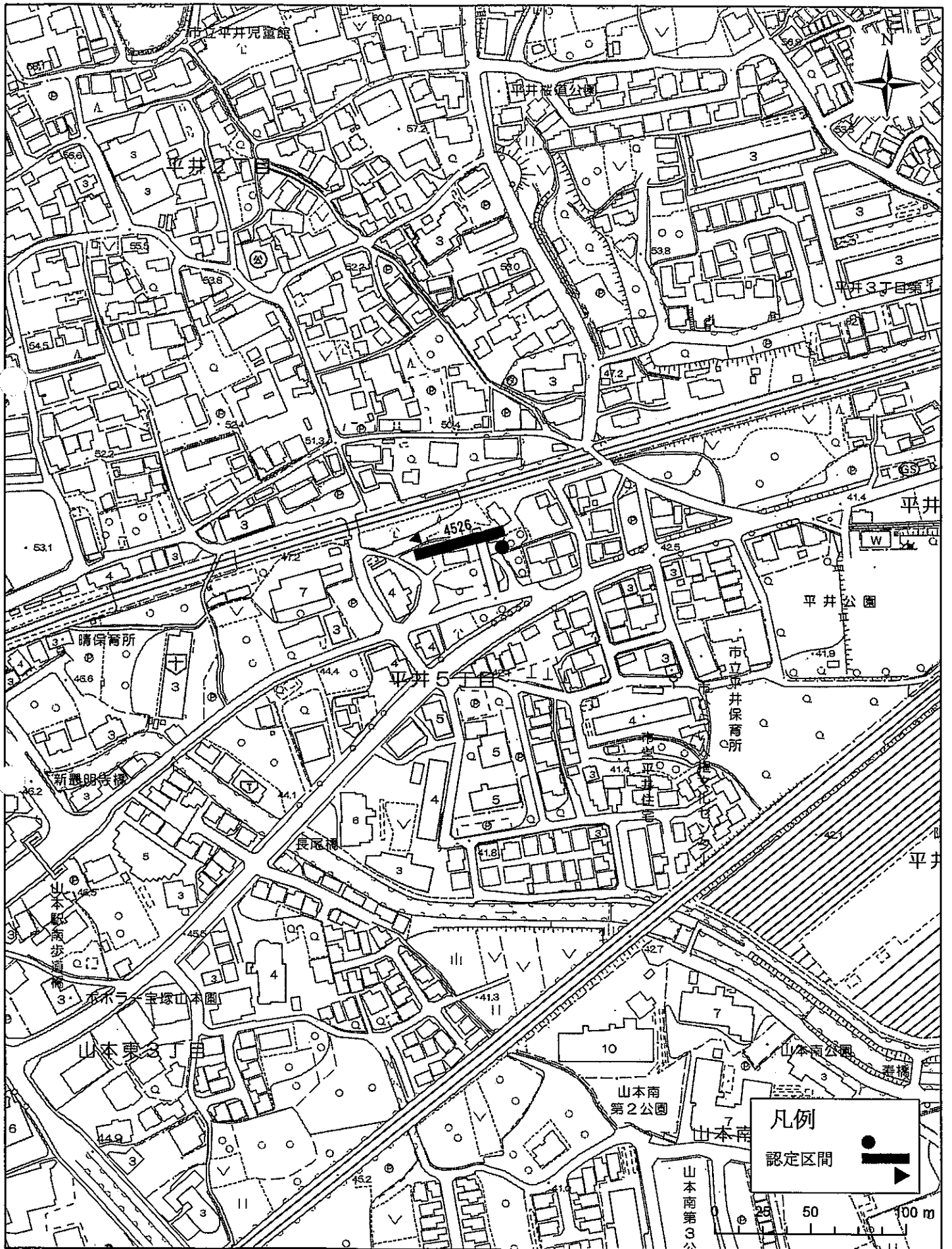
宝塚市長 中 川 智 子

整理 番号	路線名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路線 延長	路線 幅員
4525	4525号線	起点	平井5丁目29番18		m	m
		終点	平井5丁目18番11		26.30	最大 6.00 最小 6.00
	4526号線	起点	平井5丁目18番12		m	m
		終点	平井5丁目18番3		48.05	最大 12.30 最小 6.00

議案第 号
市道路線の認定について
認定路線図



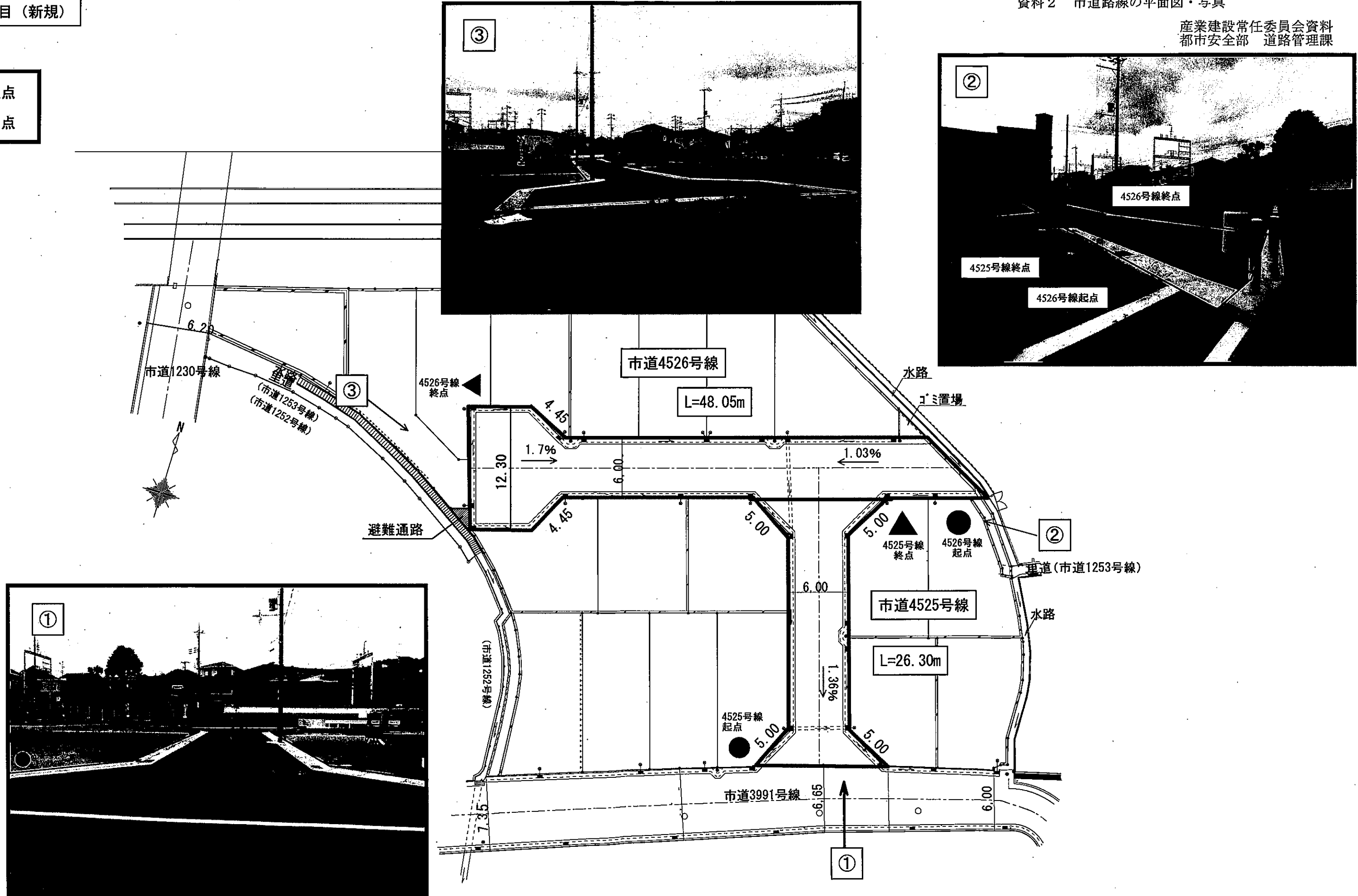
議案第 号
市道路線の認定について
認定路線図





平井5丁目 (新規)

● 起点
▲ 終点



議案第 号

市道路線の全部廃止について

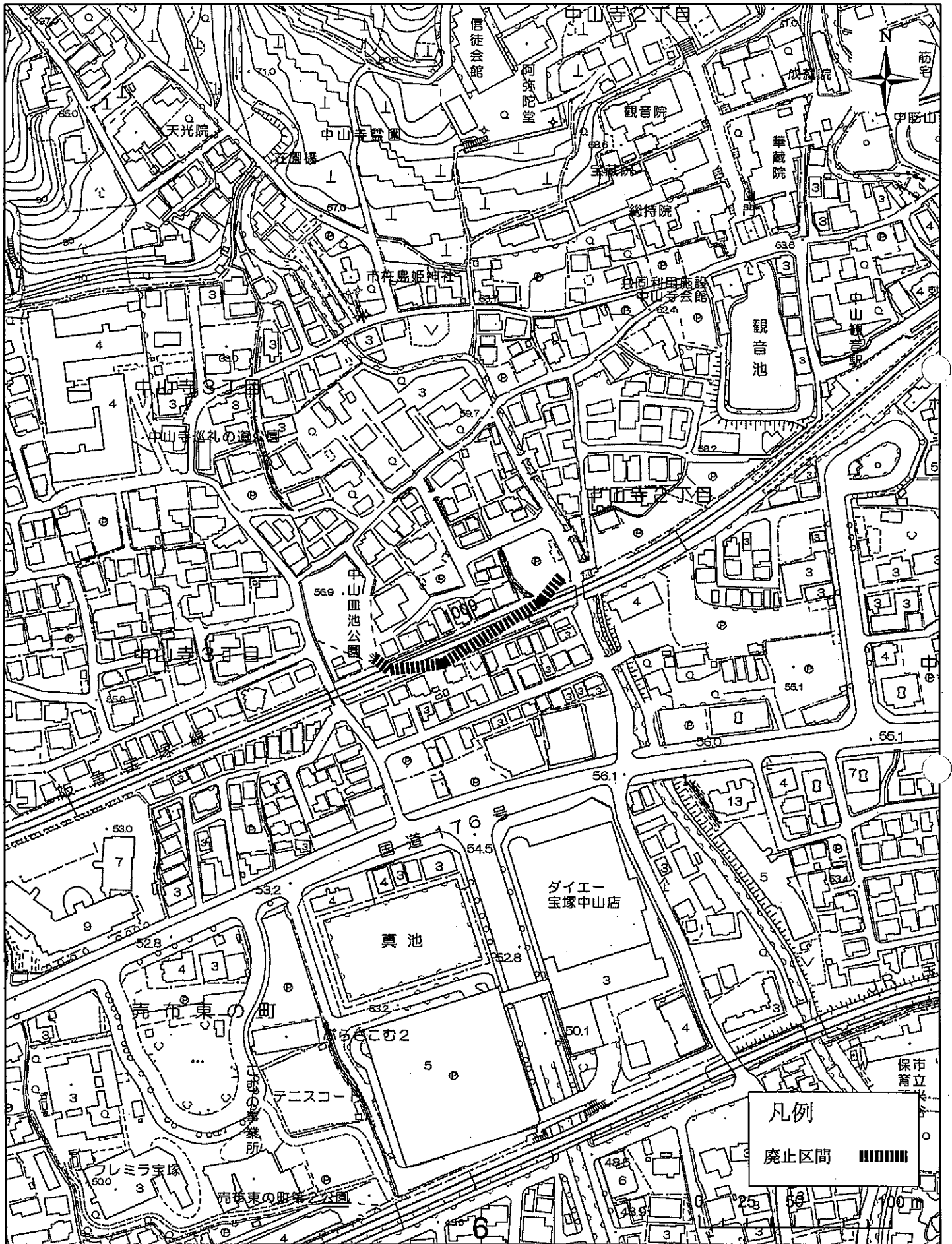
次のとおり市道路線を全部廃止しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

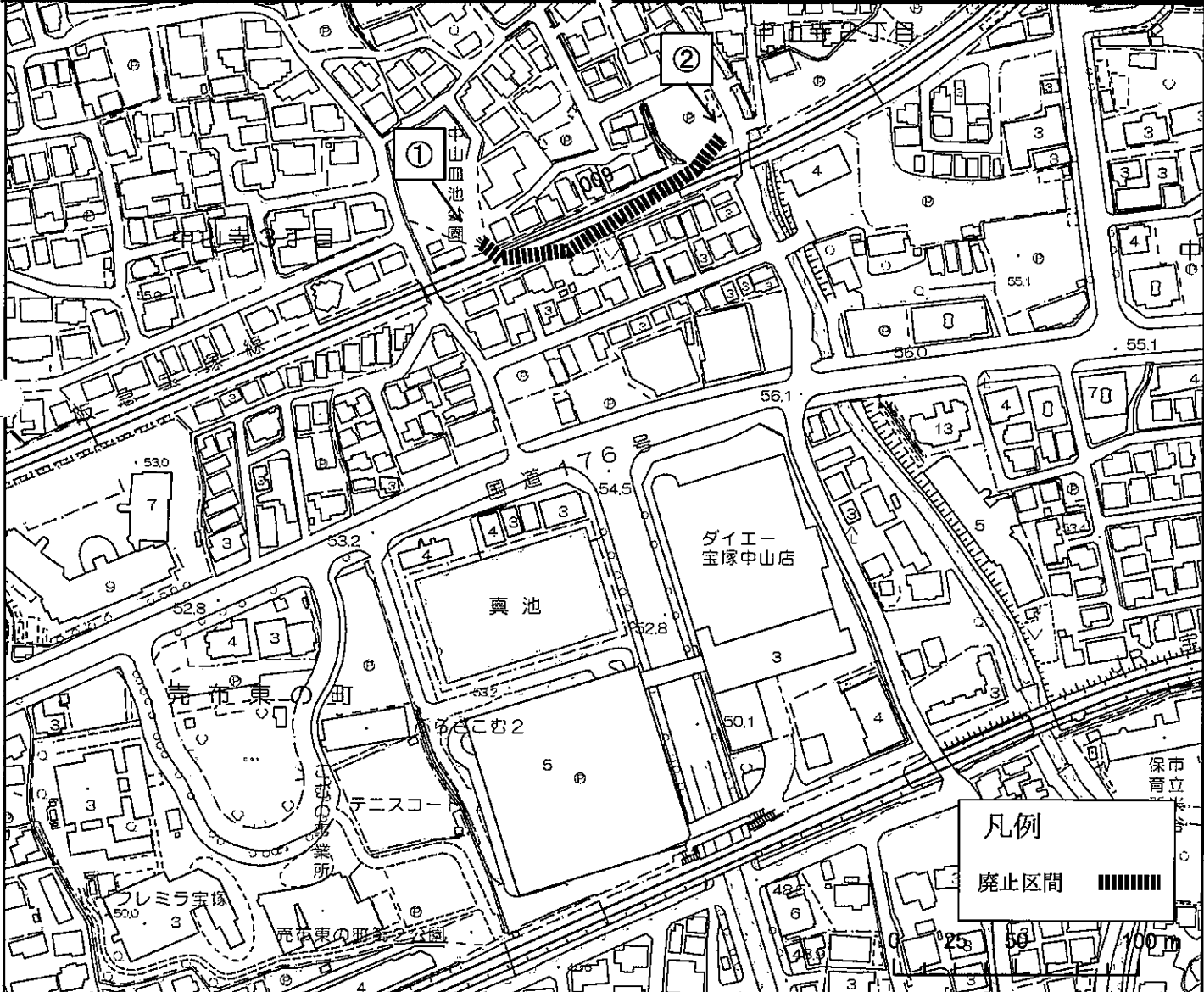
令和元年（2019年） 月 日提出

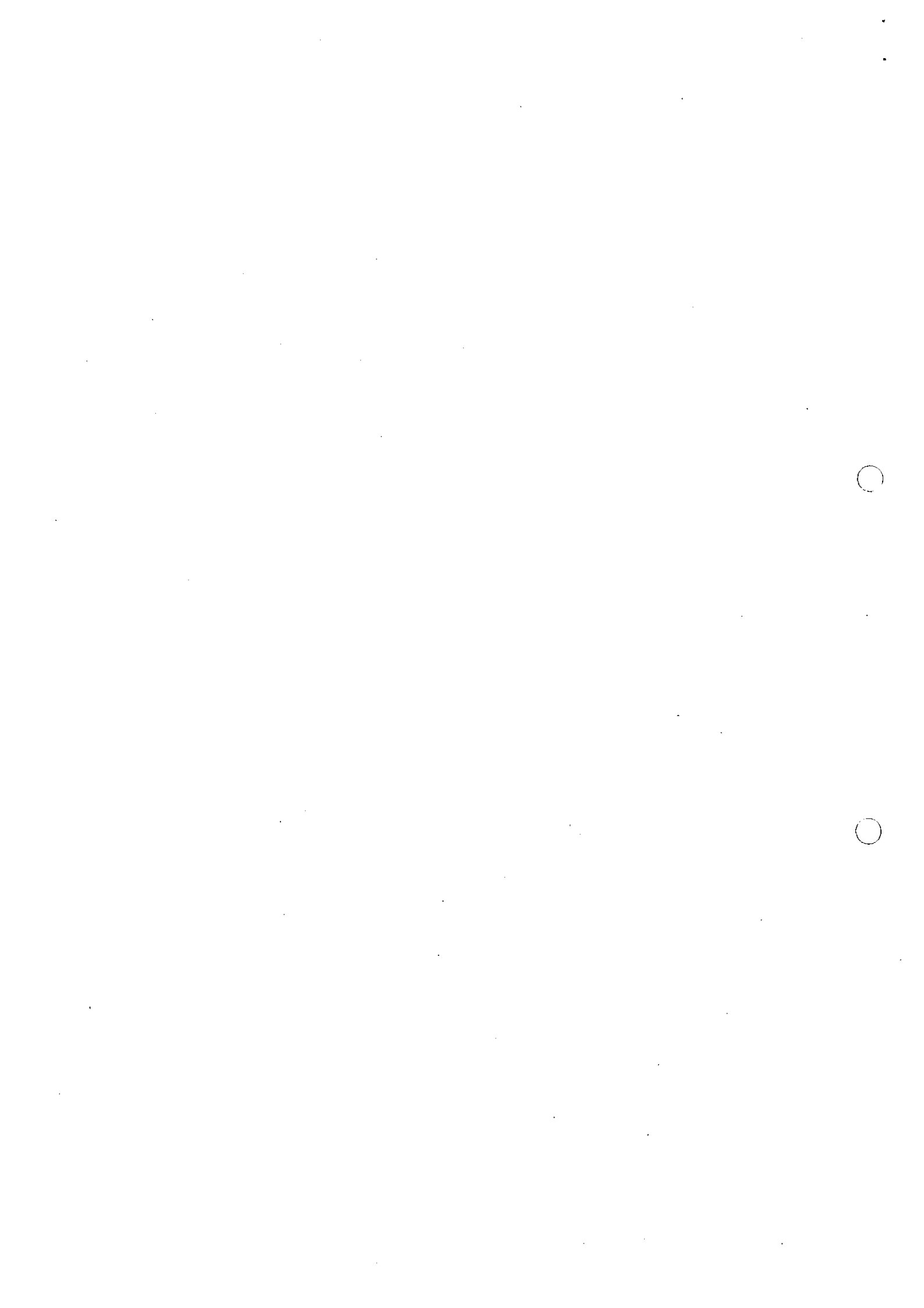
宝塚市長 中 川 智 子

整理 番号	路線名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
1009	1009号線	起 点	中山寺3丁目29番		m	m
		終 点	中山寺3丁目2番		161.00	最大 0.90 最小 0.90

議案第 号
 市道路線の全部廃止について
 認定路線図





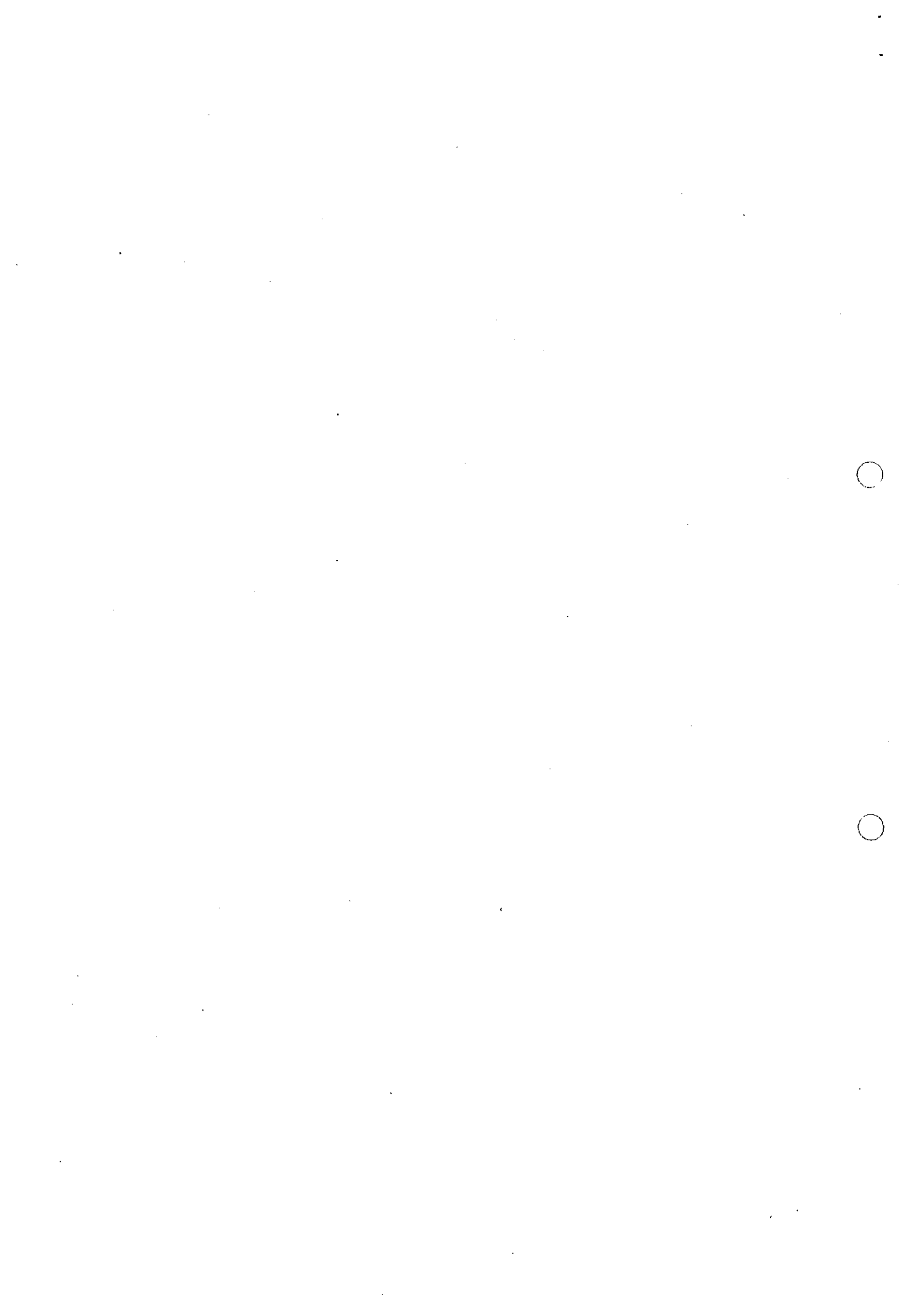


中山寺3丁目(1009号線)

議案第 号 市道路線の全部廃止について
資料2 市道路線の平面図・写真

産業建設常任委員会資料
都市安全部 道路管理課





議案第 号及び第 号

市道路線の認定及び全部廃止について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 号～第 号

市道路線の認定及び全部廃止について

提出議案一覧表

議案 番号	路線 番号	起終点地番 土地の表示 帰属者(起業者)及び寄付者の住所 帰属者(起業者)及び寄付者	延長(m)		設備	備考
			幅 員	最大	舗装	
				最小	側溝	
4525		平井5丁目29番18～平井5丁目18番11		26.30m	アスファルト	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属
		平井5丁目18番13				
		宝塚市売布2丁目3番16号	最大	6.00m	あり	
		株式会社タカラコスモス	最小	6.00m	あり	
4526		平井5丁目18番12～平井5丁目18番3		48.05m	アスファルト	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属
		平井5丁目18番13				
		宝塚市売布2丁目3番16号	最大	12.30m	あり	
		株式会社タカラコスモス	最小	6.00m	あり	

新規認定 1議案・2路線

議案 番号	路線 番号	起終点地番 土地の表示 帰属者(起業者)及び寄付者の住所 帰属者(起業者)及び寄付者	延長(m)		設備	備考
			幅 員	最大	舗装	
				最小	側溝	
1009		中山寺3丁目29番～中山寺3丁目2番		161.00m	なし	昭和41年3月31日認定 昭和58年9月26日認定変更
			最大	0.90m	なし	
			最小	0.90m	なし	

全部廃止 1議案・1路線